

令和3年9月三種町議会定例会決算特別委員会全体会議録

令和3年9月15日三種町議会決算特別委員会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した委員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した委員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した委員は、次のとおりである。

なし

一、早退した委員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課	長	石井靖紀	企画政策課長	工藤一嗣
税務課	長	小松仁	町民生活課長	荒川浩幸
福祉課	長	清水真	健康推進課長	佐々木恭一
農林課	長	工藤伸也	商工観光交流課長	牧野誠一
建設課	長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明
琴丘支所	長	渡邊裕子	山本支所長	皆川和華子
会計課	長	平澤仁美	教育長	藤田良博
教育次長	長	後藤誠	農業委員会事務局長	嶋田修一

一、委員会の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤芳英	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主任	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

○総括質疑

- 第 1 認定第 1 号 令和 2 年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第 2 号 令和 2 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 3 号 令和 2 年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 4 号 令和 2 年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 5 号 令和 2 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 6 号 令和 2 年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 7 号 令和 2 年度三種町水道事業会計決算の認定について
- 第 8 認定第 8 号 令和 2 年度三種町下水道事業会計決算の認定について

○分科会報告

- 第 9 分科会の審査報告

○自由討議・討論・表決

- 第 10 認定第 1 号 令和 2 年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 認定第 2 号 令和 2 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 認定第 3 号 令和 2 年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 認定第 4 号 令和 2 年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 認定第 5 号 令和 2 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 認定第 6 号 令和 2 年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 認定第 7 号 令和 2 年度三種町水道事業会計決算の認定について
- 第 17 認定第 8 号 令和 2 年度三種町下水道事業会計決算の認定について

決算特別委員会委員長 小澤高道は、令和 3 年 9 月 15 日、出席委員が定足数に達したので、委員会を開会する旨宣告した。（午前 10 時 01 分 開会）

委員長（小澤高道）

ただいまから決算特別委員会全体会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は 15 名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1. 認定第 1 号「令和 2 年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、加藤委員。

7番 (加藤彦次郎)

決算書の58ページです。報酬、情報公開・個人情報保護審査委員の報酬10万円となっておりますが、この委員の活動内容と委員数を教えてください。

委員長 (小澤高道)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

この審査会につきましては、構成員が弁護士1名、その他委員5名で構成されております。弁護士には報酬2万円、その他委員については6,000円で、年2回開催したところでございます。

会議の内容といたしましては、昨年度、情報公開にかかった件数の報告、それから審査はやっていないかな。あと、条例規則の改正案を委員会で諮っております。

以上です。

委員長 (小澤高道)

7番、加藤委員。

7番 (加藤彦次郎)

そうすると、町が独自に開示する情報については、この委員会は関わっていない、情報公開請求があった場合にとか、そういうふうな形になるのでしょうか。

委員長 (小澤高道)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

審査請求があった件数は、昨年度はなかったもので、情報公開があった内容等の報告で終わっております。

委員長 (小澤高道)

7番、加藤委員。

7番 (加藤彦次郎)

それで、町のホームページでは会議録を公開しております。議会の議事録はもちろん、選挙管理委員会、総合教育会議等の議事録を開示しておるんですが、総合教育会議について、令和2年度、2回開催されているわけですが、議事録が公開されておられません。これはどういう理由でしょうか。

委員長 (小澤高道)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

お答えいたします。

事務的なミスと考えておりますが、まず中身を確認しながら、早急に公開できるように進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

委員 長（ 小澤高道 ）

7番、加藤委員。

7番（ 加藤彦次郎 ）

ホームページには、開かれた町政の実現を一層推進するため、会議録公開の取組を進めている、通常、開催から1か月程度を要すると書いております。

総合教育会議の令和2年度の第2回目という、1月27日に開催されて学校の再編整備計画が決定された会議でありまして、大変重要な会議なんです、それが8か月を経ても公開されていないというのは非常にゆゆしき問題ではないかと思っております。

三種町総合教育会議設置要綱にも、第9条として「町長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成するものとする。」、「三種町の公式サイト等に掲示するよう努める。」となっております、今三種町で一番話題になっております学校再編について、その決定をした会議の議事録がいまだに8か月も経て開示されていないというのは非常に問題かと思うんですけども、なるべく早くといったわけですが、議事録、まずはあるんですね。

委員 長（ 小澤高道 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

お答えいたします。

議事録はございます。

委員 長（ 小澤高道 ）

7番、加藤委員。

7番（ 加藤彦次郎 ）

明日、同僚議員も中学校の再編については何人か一般質問される予定です、10月には今の準備委員会も開催される予定になっていると思っておりますので、9月中にぜひ開示してほしいと思うんですが、どうでしょうか。

委員 長（ 小澤高道 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

お答えします。

まず、頑張って9月中にできるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

委員 長（ 小澤高道 ）

7番、加藤委員。

7番（ 加藤彦次郎 ）

町長、先ほど総合教育会議設置要綱の第9条について、「町長は」という

ことで、町長はそういうふうにしなさいと決まっているわけですが、町長の意見も聞かせていただいて終わりたいと思います。

委員 長（小澤高道）

町長。

町 長（田川政幸）

お答えをいたします。

ただいま委員ご指摘のとおり、事務的なミスがあったということは大変ゆゆしき問題だと思っております。まして、今回重要な案件を諮っておりますので、私のほうでその辺りの確認もしていなかったということは大変失礼したと思っておりますし、町民に対してそういう情報をしっかり開示していくというのは務めでございますので、今後こういうことがないように反省して、早急に開示に努めたいと思っております。大変失礼しました。（「終わります」の声あり）

委員 長（小澤高道）

ほかにごいませんか。6番、清水委員。

6番（清水欣也）

私は、同じような質問なんですが、まず152ページですか、教育費の報酬、先ほど加藤委員からも話があったんですけども、この75万8,000円に今の総合教育会議の出席報酬は、これは含まれているんですね。

委員 長（小澤高道）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

教育委員につきましては月額報酬となっておりますので、これは純然たる教育委員の報酬でありまして、それで総合教育会議等に出席した場合もこの中の報酬で進めて、（「そう考えていいわけですね」の声あり）はい。

委員 長（小澤高道）

6番、清水委員。

6番（清水欣也）

そうすれば、当然これを公表しなければならないわけですよ。これ8か月も置いているということは、これあれでしょう、公表すればまずいことがこの中に入っているわけでしょう。だから今まで待っていた、出せなかったというのが実態なんでしょう。何で8か月もこうやっておくんですか、これ。

委員 長（小澤高道）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えします。

まずいものはございませんので、事務的なミスということで、速やかに公開したいと思っております。

委員 長（小澤高道）

6番、清水委員。

6番 (清水欣也)

それだったら、ぜひ早く公開していただきたいと思います。議事録ですから、事務局が脚色することは可能なんです。だから、そういうことのないように、実際の録音を取っているでしょうから、そのままひとつ書いていただきたい。一切脚色はなしということで、公開をしてください。町長、いかがですか。

委員長 (小澤高道)

町長。

町長 (田川政幸)

文言の整理は当然あると思いますけれども、当然、会議内容は変な脚色はしないよう、しっかり確認をした上で情報公開したいと思います。

委員長 (小澤高道)

6番、清水委員。

6番 (清水欣也)

分かりました。この問題については終わります。

136ページです。12委託料、ゆめろんの部分でございます。指定管理委託料が3,063万1,000円となっておりますが、昨年度は二千何百万かの赤字を計上したというような決算になっております。

そこで思い出すのは、この経営悪化を防ぐために、もみがらボイラーを設置して云々という話になりました。それでもなおかつこういふ赤字が出たわけですが、そこでお聞きしますが、あの当時、去年、おととしの2月ですか、私が一般質問をした際に、これは実証試験をしていると。そして、これが灯油を使った場合ともみがらを使った場合とどのように違うかということ、日々これを比較対象した、いわゆる実証をこれからしていくことにするんだと、そういうことにするんだという話がありました。それで質問なんです、その結果はどうなったのか。実際に実証しているのか。した結果どういふことになったのかということ、皆さん整理しているでしょうか。その質問であります。

委員長 (小澤高道)

商工観光交流課長。

商工観光 (牧野誠一)

交流課長 お答えいたします。

委員ご質問のもみがらボイラーの件につきましては、今年度、毎年度なんですけれども、ゆめろんと経営会議を毎回行っているところでございます。この中でも、もみがらボイラーにつきましては、やはり効果を検証しなければいけないということで話し合ってきているところでございます。

ただ、このとおり今コロナの影響がございまして、設置してからそのコロナの影響で入館者数が減っているというところもございまして、一概に比較が今のところできないところでございます。ただし、灯油のほうもかなり値上がりしてきておりますので、灯油だけでやった場合に比べると、もみがら

ボイラーによる経営への負担の減少というのは、若干ではありますけれども見られるという報告をいただいているところでございます。

委員長（小澤高道）

6番、清水委員。

6番（清水欣也）

平成2年度、これは元年の2月から、2月から開始するという話だったんですよ。じゃあそれをやってみたら、それをちゃんと報告しますかと聞いたら、報告しますという答弁であったと私記憶しているんですよ。そこで、平成2年度、令和2年度のこの1年間のこの実績はどうだったのか、整理されているんでしょうか。それはコロナがあって客が少なければ少ないなりの、その実証はしたでしょうかという話です。その結果は報告はできているでしょうか。できていたら、ぜひ我々にも報告していただきたい。そういう約束を皆さんしたわけですからね。そういう質問なんですよ。何か知らないけれども、去年よりもどうも少なくなったようだ、そういう話じゃなくて、実際にそれなりに実証したデータがあるでしょうかと言ったほうがいいですな。そういうデータがあるでしょうかという質問です。

委員長（小澤高道）

商工観光交流課長。

商工観光（牧野誠一）

交流課長 お答えいたします。

エネルギーの使用量の比較表はゆめろんのほうから提出いただいております。

ちなみにでございますけれども、平成30年度との比較になりますけれども、灯油がこの年は168キロリットル使用しておりました。もみがらボイラーを入れました令和2年度でございますけれども、灯油の使用量は126キロリットルに減っております、42キロリットルの減となっております。

なお、もみがらボイラーに使用しました量につきましては、令和2年度9万4,720キログラムとなっております。

以上でございます。

委員長（小澤高道）

6番、清水委員。

6番（清水欣也）

改めて質問いたします。私の質問は単純であります。そのデータをお見せいただけませんかという、そういう質問であります。

委員長（小澤高道）

商工観光交流課長。

商工観光（牧野誠一）

交流課長 お答えいたします。

このデータにつきましては、本日会議が終わった後、清水委員のほうにお

示ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員 長 (小澤高道)
6 番、清水委員。

6 番 (清水欣也)
最後です。138 ページをご覧ください。

これは観光費の負担金補助及び交付金、138 ページの宿泊費助成費であります。5,155 万 5,000 円の決算になっていますが、これの対象となった施設は分かります。そこで、この内訳として、町内の利用者がどのくらいいてどのくらいの金額であったのか、町外の利用者がどのくらいでどのくらいの金額であったのかということ、これはお分かりでしょうか。もし分かっていたのであればこの場所か、もし今ここにないとすれば後ほど提示していただくか、どちらかにしていただきたいと思ひます。そういう質問です。

委員 長 (小澤高道)
商工観光交流課長。

商工観光
交流課長 (牧野誠一)
お答えいたします。

令和 2 年度に実施いたしました宿泊助成事業の実績についてでございますけれども、宿泊者数、全体合計が 1 万 7,218 人でございます。この内訳としまして、県内が 1 万 3 9 4 人、県外が 6,824 人となっております。以上でございます。

6 番 (清水欣也)
金額はいかがでしょうか。

委員 長 (小澤高道)
商工観光交流課長。

商工観光
交流課長 (牧野誠一)
お答えいたします。

金額につきましては、県内・県外の資料、私今手元にはございませんので、会議が終わりましたら清水委員のほうにお示ししたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。(「了解しました、以上で終わります」の声あり)

委員 長 (小澤高道)
ほかにはございませんか。
(なしの声あり)

委員 長 (小澤高道)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
日程第 2. 認定第 2 号「令和 2 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

委員 長 (小澤高道)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第3．認定第3号「令和2年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (小澤高道)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第4．認定第4号「令和2年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (小澤高道)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第5．認定第5号「令和2年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (小澤高道)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第6．認定第6号「令和2年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (小澤高道)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第7．認定第7号「令和2年度三種町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、児玉委員。

5番 (児玉信長)

温泉特別会計の参考資料とともに質問したいと思います。温泉使用料の件についてなんですけれども。

委員長 (小澤高道)

すみません。水道事業会計決算の。

5番 (児玉信長)

水道。ごめんなさい、すみません。

水道事業で、この資料13なんですけれども、この中で水道料金の収納率等々があるわけなんですけれども、これ先日代表監査委員が報告されて、その後ちょっと質問する機会を逃したわけなんですけれども。

そこでちょっとお聞きしたいのは、水道料金の収入未済額について、既に消滅時効期間2年は経過しているものの、時効の援用がないため存置されて

いる債権も存在していると思われる、ということがありますね。旧来の多額個別分とそれ以外の一般分を区別管理し、回収の実現性のないもの、決算に計上されているものは公営企業の経営の実態を正確に表していないという問題がある、これら速やかにかつ適切に最終処理を進めたい、ということなんですけれども、この件について課長からご説明願いたいと思います。

委員長（小澤高道）

上下水道課長。

上下水道（近藤光明）

課長 お答えいたします。

町の債権といたしましては、一つが公債権、一つが私債権の2種類がございまして、公債権の場合は時効消滅の期間が5年、5年経過しますと、不納欠損が可能でございます。私債権につきましては、時効成立の期間が現在は5年なんですけれども、令和4年4月1日以前は時効が2年と規定されておりました。ですので、ここにありますとおり、時効期間は経過しているものというのは、そのことを指していると思われまます。

ただし、報告書にございますとおり、時効の援用がないと不納欠損、債権放棄はできないこととなっておりますので、そういう料金につきましては法令に従って管理しているということでございます。

委員長（小澤高道）

5番、児玉委員。

5番（児玉信長）

ここで援用ということが出てきているわけなんですけれども、果たして収入未済額の、要するに納めていない方々が、この時効の援用というのを果たして理解しているのかということだと思ふんですよね。要するに本人が主張しない限り、これがずっと継続されていくわけですよ。だからそこが、今までのこの繰越しがずっと増えていく、その点についてどのように、町として、この援用を本人に主張させる、またはそのままずっとこういう延滞、延滞と未収額が増えていく、これに対してどういうお考えですか。

委員長（小澤高道）

上下水道課長。

上下水道（近藤光明）

課長 この時効の援用につきましては、町のほうから積極的に紹介するというのはいかがなものかという部分もございまして、今まで町民の皆さんにお知らせはしてこなかったんですけれども、確かに、もう住所のない方とか死亡した方につきましては、ほかの町の税金等の債権もございまして、それらも合わせまして包括的にいかがしたらよいかということを検討してまいりたいと思います。

委員長（小澤高道）

5番、児玉委員。

5番（児玉信長）

前向きな発言だということで理解しますがけれども、この中で、回収の実現性のないもの、要は死亡、行方不明、破産、こういった状況だと思うんですね。この中で、やはり未収額が大きい、これも現実破産した温泉業界の中の1社が入っているんじゃないかと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

委員長（小澤高道）

上下水道課長。

上下水道（近藤光明）

課長 お答えいたします。

この債権の大部分は、今おっしゃられた方の債権でございます。ただし、元の経営者の方がまだご存命でございますので、そこら辺もいろいろと考慮していかなければならないかなとは考えております。

委員長（小澤高道）

5番、児玉委員。

5番（児玉信長）

そこで、資料の12なんですけれども、真ん中ほどに収入未済額についてということで、回収の実現性のない私債権については、議会に諮り早期整理を図るとともに、債権管理条例の制定について検討されたい、ということが代表監査委員、監査委員のお二人からの意見として出ているわけなんですよね。やはりこれだけ二人の監査委員の方々が意見を出しているということですので、こういうことに準じていかなければならないのではなかろうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長（小澤高道）

上下水道課長。

上下水道（近藤光明）

課長 お答えいたします。

確かに議会にかければ不納欠損等はできるんですけれども、なかなか手続が複雑なものもございますし、その都度その都度議会にかけるというのも大変でございますので、委員が今おっしゃいました債権管理条例ですか、それについても一応考慮していかなければならないと思うんですけれども、先ほど言ったとおり、この場合は水道料金だけじゃなくて、いろんな税金であるとか、他の項目も入ってきますので、私の一存では今のところ答えられないかなというのが現状でございます。

委員長（小澤高道）

5番、児玉委員。

5番（児玉信長）

多分、課長の一存でできるということは、これは当然考えておりません。

そこで町長、ネットで調べると、この債権管理条例をやっている市町村もあるわけなんですけれども、やはり町としても、これだけ代表監査委員、監査委員のお二人からこういう意見が出ているわけですので、やはり多額の債

権をそのままにしている状況で果たしていいのかということですので、ひとつこういうことの制定も検討していかなければならないと思えますけれども、これは先ほど課長がおっしゃったように、こればかりではなくて全ての滞納の未収金についてでございますので、その点はいかがお考えでしょうか。

委員長（小澤高道）

町長。

町長（田川政幸）

お答えいたします。

先ほどより話題になっている水道・温泉使用料に関しては、私債権ということでいろいろ難しい問題があるようでございます。私債権についてはまたこれ以外にもいろんな形がありますので、関係各課と協議しながら、今後この滞納を増やさないように、早期に収納に努めるということは第一だと思います。ただ、これまで長期にわたって滞納されている状況を考えますと、先ほど委員ご指摘のとおり、他の市町村でも制定されている条例、そういうところをしっかりと参考にしながら、今後町としても、債権管理に関する条例ですか、そういうものの制定も含めて検討、協議してまいりたいと考えております。（「よろしく願いいたします、以上終わります」の声あり）

委員長（小澤高道）

ほかにございませんか。6番、清水委員。

6番（清水欣也）

今の滞納の項目のことについてであります。これも私、実は今回の議会で非常に問題視したいと思っていた一項目です。

それは、この水道に限らず、不納欠損処理を5年たったから、時効が終了したからそうするんだと、私権に係るものは2年、公的に係るものは5年、これが過ぎれば不納欠損にするんだという答弁がずっと今まで行われてきたわけですよ。

ところが、時効を過ぎたからあとはいっていうんじゃないくて、問題はその中身なんですよ。その5年間で執行部でどういうことをしたかということなんですよ。いろいろ税法とか地方自治法によって、その5年間にはいろいろな手続をしなければならないことになっているわけですよ。詳しいことは長くなりますので申し上げます。その2年間、もしくはその5年間の間に、こういう手続をした後5年たったら時効で、時効が来たらそれは不納欠損でやってもいいですよという話なんであって、ただ単に5年が単純に過ぎたから時効にしますという、そういうことではないんですよ。その間、町が、債権者がどういうことをしたか。こういうことをして、こういうことをして、こういうことをしてって、みんな法の規定にあるわけですから、それをやったかどうかというのが問題だと、私は言っているわけです。

そこでお聞きしますけれども、皆さんその手続はどういう手続かということとは知っていると思えますので、そういう手続をした後の時効完了、不納欠

損額をカットするんだという、そういう判断をしたのかどうか、しているのかどうかということをご聞きしたいと思います。

委員長（小澤高道）

上下水道課長。

上下水道（近藤光明）

課長 お答えいたします。

水道・下水道料金に関しましてですけれども、水道料金につきましては、滞納期間が3か月を過ぎますと、督促状を発送いたします。それでも支払いいただけない場合は、催告書、あと給水停止予告書、その後、給水停止通知書という手順を踏みながら、支払いしていただけない場合は、そこで給水停止ということになるんですけれども、そこまで行く間にいろいろ債権者の方からご相談がございまして、どうしても今は支払えないけれども分納して支払いますのでという分納誓約書を頂いております。分納誓約をいただくことによって時効の延伸がかかると存じておりますので、そういう処理は、上下水道に関してはしております。

以上です。

委員長（小澤高道）

6番、清水委員。

6番（清水欣也）

この借金取りについては大変なことです。非常に難儀な話なんですけれども、言ってみれば、手続だけはしっかりしておかないとということでありませぬ。今児玉委員のおっしゃった援用の問題がありますけれども、はっきりいって援用なんていうのは、一般の債務者の人たちは、援用なんて権利は知っていないと思うんですよ。それを、こちらから援用を催促すること自体が変な話ですけれども、これはやむを得ない、いろんな手を使いながら、時効処理をするのであれば、それなりの努力をして初めて認められる話でございませぬので、もし議会にかけるようなことがあれば、そういう努力は大変だけれども、ひとつ頑張ってやっていただきたい。そういうお願いといいますか、進言といいますか、そういうことで終わりたいと思います。

委員長（小澤高道）

回答はよろしいですか。（「要りませぬ」の声あり）

ほかにございませぬか。

（なしの声あり）

委員長（小澤高道）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第8．認定第8号「令和2年度三種町下水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、児玉委員。

5番（児玉信長）

資料13なんですけれども、ここで不納欠損、下水道料金とそれから集落

排水、公債権が5年なんですけれども、この不納欠損された方々というのは、やはり行方不明者、死亡、それから破産、そういった方々なんでしょうか。

委員長（小澤高道）

上下水道課長。

上下水道（近藤光明）

課長 そのとおりでございます。（「終わります」の声あり）

委員長（小澤高道）

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

委員長（小澤高道）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これで決算特別委員会全体会の総括質疑を終了します。

当局の皆様はお疲れさまでした。

当局退出のため、10時50分まで休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時52分 再開

委員長（小澤高道）

会議を再開いたします。

日程第9. 分科会の審査報告を求めます。

初めに、総務分科会より審査報告を求めます。総務分科会委員長。

総務分科（伊藤千作）

会委員長 それでは、報告をいたします。

本分科会に審査を付託されました令和2年度決算につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

認定第1号「令和2年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和2年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」の2決算につきましては、認定すべきものと決定いたしました。

以上で審査報告を終わります。

委員長（小澤高道）

総務分科会委員長はその場に着席してお待ちください。

総務分科会委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（小澤高道）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

総務分科会委員長は自席へお戻りください。

以上で総務分科会の審査報告を終わります。

次に、教育民生分科会より審査報告を求めます。教育民生分科会副委員長。

教育民生（ 後藤栄美子 ）

分科会副委員長 本分科会に審査を付託されました令和2年度決算につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

認定第1号「令和2年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和2年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和2年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和2年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和2年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」の5決算につきましては、認定すべきものと決定いたしました。

以上で審査報告を終わります。

委員長（ 小澤高道 ）

教育民生分科会副委員長はその場に着席してお待ちください。

教育民生分科会副委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

委員長（ 小澤高道 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

教育民生分科会副委員長は自席へお戻りください。

以上で教育民生分科会の審査報告を終わります。

次に、産業建設分科会より審査報告を求めます。産業建設分科会委員長。

産業建設（ 堺谷直樹 ）

分科会委員長 本分科会に審査を付託されました令和2年度決算につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

認定第1号「令和2年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「令和2年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号「令和2年度三種町水道事業会計決算の認定について」、認定第8号「令和2年度三種町下水道事業会計決算の認定について」の4決算につきましては、認定すべきものと決定いたしました。

なお、本分科会は、認定第1号に対し、次の意見を付すことを提案します。

宿泊費助成事業は、宿泊事業者が宿泊者に発行した領収書の写しを添付して補助申請するという方法により実施されたが、令和3年度においても継続されている事業であるため、第三者の証明を要しない手続とするからには、税務課が所管する入湯税申告との突き合わせや宿泊者名簿の確認など、その交付決定に当たっての審査は、引き続き、厳に行われたい。

以上で審査報告を終わります。

委員 長（ 小澤高道 ）

産業建設分科会委員長はその場に着席してお待ちください。

産業建設分科会委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

委員 長（ 小澤高道 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

産業建設分科会委員長は自席へお戻りください。

以上で産業建設分科会の審査報告を終わります。

日程第10．認定第1号「令和2年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより自由討議を行います。

認定第1号に対しては、産業建設分科会から付帯意見案が提出されております。本案について、修正を求める意見やこれに反対する意見はありませんか。

（ なしの声あり ）

委員 長（ 小澤高道 ）

意見ないものと認め、意見の確認を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案を決算特別委員会の付帯意見とすることにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長（ 小澤高道 ）

ご異議ないものと認めます。よって、本案を決算特別委員会の付帯意見とすることに決定しました。

これで自由討議を終わります。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

（ 討論者挙手 ）

委員 長（ 小澤高道 ）

手を下ろしてください。

挙手ありです。よって、認定第1号は討論するものと認め、確認を終わります。

認定第1号「令和2年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この表決は挙手によって行います。なお、挙手しない場合は原案に反対とみなします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

委員長（小澤高道）

手を下ろしてください。

挙手多数です。よって、認定第1号は分科会報告のとおり認定すべきものと決定しました。

日程第11．認定第2号「令和2年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

（討論者挙手）

委員長（小澤高道）

手を下ろしてください。

挙手ありです。よって、認定第2号は討論するものと認め、確認を終わります。

認定第2号「令和2年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この表決は挙手によって行います。なお、挙手しない場合は原案に反対とみなします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長（小澤高道）

手を下ろしてください。

挙手多数です。よって、認定第2号は分科会報告のとおり認定すべきものと決定しました。

日程第12．認定第3号「令和2年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

（討論者挙手）

委員長（小澤高道）

挙手なしです。よって、認定第3号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第3号「令和2年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（小澤高道）

ご異議ないものと認めます。よって、認定第3号は分科会報告のとおり認定すべきものと決定しました。

日程第13. 認定第4号「令和2年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (小澤高道)

挙手なしです。よって、認定第4号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第4号「令和2年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (小澤高道)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第4号は分科会報告のとおり認定すべきものと決定しました。

日程第14. 認定第5号「令和2年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (小澤高道)

挙手なしです。よって、認定第5号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第5号「令和2年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (小澤高道)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第5号は分科会報告のとおり認定すべきものと決定しました。

日程第15. 認定第6号「令和2年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (小澤高道)

挙手なしです。よって、認定第6号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第6号「令和2年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (小澤高道)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第6号は分科会報告のとおり認定すべきものと決定しました。

日程第16. 認定第7号「令和2年度三種町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (小澤高道)

挙手なしです。よって、認定第7号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第7号「令和2年度三種町水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (小澤高道)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第7号は分科会報告のとおり認定すべきものと決定しました。

日程第17. 認定第8号「令和2年度三種町下水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (小澤高道)

挙手なしです。よって、認定第8号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第8号「令和2年度三種町下水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (小澤高道)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第8号は分科会報告のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、本委員会の審査報告書は、議会運営基準第15条の規定により正副委員長が作成いたします。

本日の会議を閉じます。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時10分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

決算特別委員会委員長 小 澤 高 道